

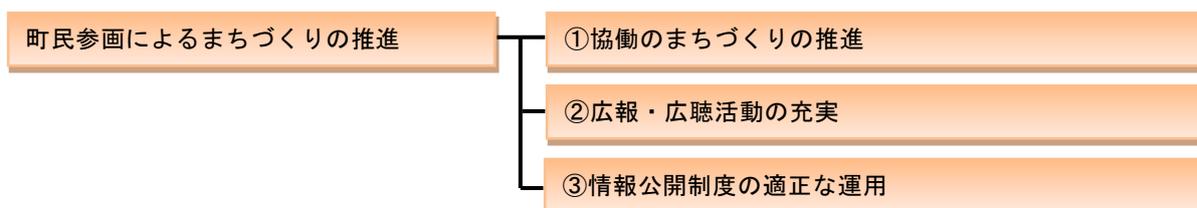
第2章 分野別施策《自治の運営に関する基本目標》

共通目標：みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

共－1 町民との協働の推進

(1) 町民参画によるまちづくりの推進

【施策の体系】



①協働のまちづくりの推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高鍋町協働のまちづくり指針に基づく協働事業の実施【政策推進課】

平成25年12月に策定した高鍋町協働のまちづくり指針に基づき、様々な分野において事業協力、共催、補助、委託等多様な形態で協働事業を推進するなど協働によるまちづくりを実現することができた。

◎委員公募制度の定着化【政策推進課】

高鍋町審議会等の委員の公募に関する要綱に基づき、各課（局）が担任する審議会等に関し、原則、委員の公募を行うという意識の定着化が図られ町政に対する公募委員（町民）の参画を促すことができた。

◎協働推進ビジョン及び協働推進プランの策定【政策推進課】

これからより厳しい社会状況を迎える中で地域経営を進めていかなければならない現実を踏まえ、平成28年8月に高鍋町協働推進ビジョン及び高鍋町協働推進プランを策定し、住民や団体と行政との協働のまちづくりに対する重要性や協働に対する将来的なビジョンを明確にすることができた。

▼協働推進のための土壌づくり及びひとづくり【政策推進課】

本町で、なぜ協働を進めなければならないのかなど、協働に関する基本的事項に対する認識及び協働の重要性に対する理解や町を挙げて協働を推進していこうという雰囲気が全体的に希薄であるため、高鍋町協働推進ビジョンに基づき、協働が身近な存在として当たり前かつ積極的に取り組まれていくことができるような環境を築く必要がある。

▼協働の更なる推進【政策推進課】

前述のとおり協働に対する考えが形骸化し希薄化している中で、町民、行政ともに協働推進の気運を高め、協働によるまちづくりをさらに力強く進めていく必要がある。

▼たかなべ未来づくり事業終了後の事業継続【政策推進課】

補助を受けた事業が単発で終わってしまうケースが多いため、事業が継続できるよう事業者への意識づけを行っていくことが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 協働にあふれるまち「高鍋町」の創造を目指します。
- 協働の推進を担う人材の育成に努めるなど、協働の定着化を図ります。
- 町民や団体の自発的な活動に寄り添い、「人間力」「地域力」を生かした協働のまちづくりを推進します。
- 町民の積極的な参加を促すため、審議会等委員公募制度の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 協働の重要性についての認識を深めていきます。
- これからのまちづくりにおいて、自分ができることを考えていきます。
- 協働を重視しながら、自分の力が発揮できる場面を見つけ、あるいは創出し、そこに積極的に携わっていきます。

②広報公聴活動の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎パブリックコメント制度の定着化【政策推進課】

高鍋町パブリックコメント制度実施要綱に基づき、町の主要な計画等に関し、パブリックコメントを実施するという意識の定着化が図られ、計画等に対し町民の意見等を反映させる機会を設けることができた。

◎「高鍋町史続編」の発刊【政策推進課】

最近30年のできごとを分野別に収録した「高鍋町史続編」を発刊し、まちの動きを町民に伝えるとともに郷土に対する町民の関心と正しい理解を深め、町への愛情と誇りを一層高めることができた。

◎広報紙・ホームページによる広報活動の充実【政策推進課】

月2回発行「お知らせたかなべ」、年6回発行「広報たかなべ」、町ホームページでは、時期を捉えた情報提供や内容の充実を図り、積極的な情報発信を行った。

◎テレビ広報番組による広報活動の充実【政策推進課】

高鍋町テレビ広報番組「いいね高鍋！大使くんが行く」を毎週5分・1年間にわたり放送したことで、宮崎県内に高鍋町の魅力を広く積極的にアピールすることができた。

◎広報紙等電子化事業による広報活動の充実【政策推進課】

創刊号以来の広報たかなべや高鍋町史などがネット上で無料閲覧できる高鍋町アーカイブズ事業を開始したことにより、多様な情報を閲覧者に提供することができた。

◎SNSを活用した広報活動【政策推進課】

フェイスブックを活用した広報手段を確立し、即時性が高く、かつ、親しみやすい情報を発信することができた。

◎転入者等への広報活動の充実【政策推進課】

高鍋町内外企業からの協賛により作成した「くらしの便利帳」の全戸配布および転入者への随時配布により、行政や防災・医療情報など身近に必要な情報を広く周知することができた。

◎出前講座による広報公聴の充実【政策推進課】

講座内容のリニューアルや周知活動により受講者の増加が見られ、町民への周知と理解を図ることができた。また受講報告により、公聴活動の充実も図られた。

◎議会だより発行による情報発信【議会事務局】

年4回定例会ごとに発行した。高鍋町議会での議案の審議内容や結果、一般質問など議会議員活動を広く町民に周知することにより、議会への理解を深め、町政に対する関心を高めることができた。

◎地区担当制度の見直し【政策推進課】

形骸化が進んでいた現行の地区担当制度を抜本的に見直し、広報広聴活動の更なる充実に資する制度とすることができた。

▼広報媒体・広報手段の検討・改善【政策推進課】

現代の情報伝達の高速化、広報媒体の多様化を踏まえ、新たな広報媒体が活用できないか、あるいは、現在の広報媒体で成果が十分に得られているのかを検討し、必要に応じて改善する必要がある。

▼広報内容の充実化【政策推進課】

現在発行している「お知らせかなべ」及び「広報たかなべ」において、記事の内容や表記方法、レイアウト等読み手にとって理解しやすく、かつ、行政が町民に知ってもらいたい情報と町民が知りたい情報ができる限り合致するような編集体制や情報収集体制を整える必要がある。

▼広聴機会の充実【政策推進課】

協働推進の観点からも広聴の機会を積極的に設けていくことが重要であり、その手法や形態、どこに効果を求めるのかなど広聴に関する総合的な検討を行い、事業を実施する必要がある。

▼パブリックコメントの充実【政策推進課】

パブリックコメント制度によるパブリックコメントは実施しているものの、町民からの意見等が少ないため、より多くの意見等を引き出すための手立てが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様な広報媒体を活用しながら、的確かつ分かりやすい情報の提供に努めます。
- 広報のさらなる充実のために、住民が求める情報を的確に把握し、積極的に発信していきます。
- 住民や団体との対話を重視した広聴活動を進めていきます。
- パブリックコメント制度の積極的な活用をはじめとする広聴機能の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政情報の積極的な把握に努めます。
 - 対話を通じ、行政とまちづくりに対するビジョンを共有していきます。
-

③情報の適正な管理と利活用

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎情報公開の適正な運用【政策推進課】

「高鍋町情報公開条例」に基づく情報公開の手続きを適正に進めることができた。また、広報たかなべにおいて年度を通じた運用状況を公表し、町民に対する同制度の透明化を図ることができた。

◎個人情報保護の適正な運用【政策推進課】

「高鍋町個人情報保護条例」に基づき、毎年度、個人情報取扱事務登録簿の更新を行うなど、個人情報を取り扱う事務に関し、各課（局）に認識させながら、該当事務を集約化することができた。また、広報たかなべにおいて年度を通じた開示請求等の状況を公表し、町民に対する同制度の透明化を図ることができた。

▼特定個人情報の適正な取扱・保護【政策推進課】

マイナンバー制度が始まったことに伴い、特定個人情報（個人番号が含まれる個人情報）についても、一般の個人情報と同様にその取扱事務を集約化し、適正に管理しながら厳正に保護していく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町が保有する情報を適正に管理します。
 - 産業の創出や活力ある経済社会、あるいは豊かな生活の実現に向け、町が保有する情報を加工し、広く提供しながら活用してもらうための仕組みづくりを検討します。
-

(2) 地域コミュニティ活動の充実

【施策の体系】

地域コミュニティ活動の充実

①自治公民館・NPO団体等の活動支援

①自治公民館・NPO団体等の活動支援

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎NPO法人への支援【政策推進課】

NPO法人が行う各手続きに関するアドバイスや各種相談等に適宜応じた結果、円滑な法人活動を展開していただくことができた。

◎自治公民館活動への支援【社会教育課】

地域コミュニティの基礎となる自治公民館の活動促進を目的に、町内84の自治公民館に対して運営費補助金を交付することで、各地区において町民憲章を柱とした地域住民による自治公民館活動が実践された。

◎学習機会の充実【社会教育課】

各地区のリーダーである自治公民館長並びに婦人部長を対象とする研修のほか、各地区連協並びに各地区婦人部の研修を実施することで、生涯学習の機会が拡充されるとともに地域住民の親睦の強化、リーダーの育成が図られた。

また、地域における高齢者・一般及び児童生徒を対象に歴史講座、園芸教室、各種教室、子ども生花・茶道教室、夏休み企画教室として、子ども絵画教室・書道教室等を開講し、学習機会の提供に努めた。

▼NPO、ボランティア活動の活性化のための仕組みの検討【政策推進課】

NPO法人や各ボランティア団体等が、今まで以上に活発に活動し、より地域社会に貢献できる環境を構築するための行政の支援のあり方について検討する必要がある。

▼自治公民館未加入対策【社会教育課】

スマホやパソコンに代表される情報化社会の進展の一方で、人と人とのつながりが希薄化する現代において、ますます若い世代を中心に自治公民館への未加入世帯が増加することが見込まれることから、災害時等の住民同士の助け合いの重要性への理解促進や魅力ある公民館活動を展開し、加入促進に努める必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 自治公民館やNPO、ボランティア活動を支援します。
- 自治公民館への加入促進、地域リーダーの育成を支援します。
- 町民の学習機会や交流の場の充実に努めます。

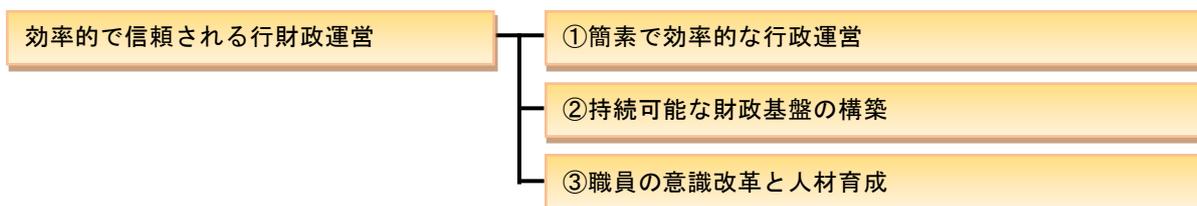
◆町民・事業者等としてできること

- 地域コミュニティの重要性を認識し、自治公民館活動等の地域活動に参加します。
- 地域の担い手としての気概を持ち、NPOやボランティア団体等の活動に参加・協力します。

共一 2 効率的で信頼される行財政運営

(1) 効率的で信頼される行財政運営

【施策の体系】



①簡素で効率的な行政運営

【 第 5 次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎総合計画と事務事業評価との整合性の確保【政策推進課】

平成 27 年度から総合計画の基本施策に沿った事業体系による評価を行い、総合計画と事務事業評価との整合性を図りつつ、すべての事務事業について活動指標・成果指標等の客観的な数値目標を用いて必要性・効果などを自己点検し、業務改善につなげた。

また、内部組織である事務事業評価委員会及び外部評価委員会において、第三者や行政以外の民間の視点による評価を行い、その結果を公表して次年度予算に反映させる P D C A サイクルによる検証手法の定着を図った。

◎収納窓口の充実【税務課】

平成 27 年度から住宅使用料の収納業務を建設管理課から税務課に移管し、収納率の向上及び業務の効率化を図ることができた。

◎庁舎別館の建設【総務課】

防災施設、福祉施設としての庁舎別館を建設することができ、施設の効率的な運用を図ることができた。

▼事務事業評価の評価手法の見直し【政策推進課】

事務事業評価の対象として評価表を作成し自己評価を実施している事務事業総数は、600 を超えており、その評価作業に係る膨大な事務量が全庁的な負担となっていることから、対象事業の範囲や区分の整理・統廃合、評価項目の簡素・簡略化など効率的な評価手法の確立に向けた見直しを図る必要がある。

▼公共施設等の総合的かつ計画的な管理【政策推進課】

今後、過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎え、その更新や修繕に係る膨大な経費が財政を圧迫することが予想される。施設の安全性を確保しながらその機能を損なうことなく利用者に快適なサービスを提供し続けるためには、将来の人口動態による利用需要の変化や今後の財政状況などを勘案し、中長期的な視点から公共施設等の最適な配置に向けて更新・統廃合・長寿命化を含めた老朽化対策を効率的に実施するなど総合的かつ計画的な管理体制を構築する必要がある。

▼収納窓口の更なる充実【税務課】

町の主な債権の収納業務を税務課に移管し成果が上がっている。現在移管されていない債権について、収納業務の統合及び体制の整備（課の設置等）について検討を行う必要がある。

▼マイナンバー制度の適正な運用【政策推進課】

マイナンバー制度を適正に運用し、制度の目的である住民サービスの向上と行政事務の効率化を図っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 事務事業評価制度によるPDCAマネジメントサイクルが機能するよう制度設計の見直しを行い、成果やコストなどの検証結果を踏まえ事務改善や各種計画・予算への反映を図ります。
- 多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくため、適宜行政組織の見直しを行い、より迅速な意志決定と対応、柔軟で即応性の高い組織機構の構築に努めます。
- マイナンバー制度を適正に運用していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民自らできる部分は、積極的に自分たちで行います。
- 各種団体は、自立した運営に努めます。

②持続可能な財政基盤の構築

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎基金への積み増し【政策推進課】

これまでの行財政改革に基づくコスト削減効果や国の地方財政対策等に係る地方交付税の増額、新たに創設された各種経済対策交付金等の活用などによって一般財源の確保が図られ、基金残高は平成21年度末約11億円から平成27年度末約29億3千万円にまで積み増しされ、持続可能な財政基盤の構築につながった。

◎町税等の収納率の向上、債権の適正管理、納期内納付の推進、滞納処分の強化【税務課】

滞納整理システムの活用により、滞納者の一元管理及び、催告、財産調査の早期化及び効率化を図り、滞納処分を強化するなど、適正な滞納整理（債権管理）を行うことで町税等の収納率を向上させることができた。

差押物件の公売を充実させ、広報や庁内での掲示により、住民に滞納処分の取り組みを周知することで、納期内納付の推進を図ることができた。

◎自主財源の確保【総務課】

利用価値のある土地の寄附や不要となった町有財産を効果的な手段で処分することにより、自主財源の確保が図られた。また職員が利用する施設の軽微な修繕や職員の利便性向上のため物品購入などの費用について、職員自ら費用負担することにより、一般財源の負担軽減を図ることができた。

◎ふるさと納税制度の推進【政策推進課】

ふるさと納税制度の推進により寄附金額の増加及びふるさとづくり基金の規模拡大など自主財源の確保が図られ、教育や子育て支援など寄附の目的に応じた事業へ有効活用することができた。

▼効率的な予算編成【政策推進課】

国県支出金を伴わない町単独の普通建設事業が増え、平成25年度以降は、地方債発行額が償還額を超えるプライマリーバランスの悪化が続いており、地方債残高は年々増加し平成27年度には73億4千万円にまで達している。

今後は、選択と集中の観点から歳入歳出全般について徹底した見直しを行い、一層の経費節減合理化により財源不足の圧縮に努めるとともに、将来世代に負担を先送りすることがないよう地

方債発行の抑制を図り、持続可能な財政基盤の構築に向けて、効率的な予算編成をすることが課題となる。

▼使用料・手数料等の見直し【政策推進課】

使用料・手数料などの受益者負担について、町民サービスの受益に応じ公平に負担を求めるという観点から、その適正化を図る。原価や維持経費に係るコスト計算による算定方法の導入など、周辺自治体との均衡や経済動向も踏まえながら条例改正に向けた検討を行っていく必要がある。

▼納期内納付推進、収納率向上のための納付環境整備【税務課】

更なる納期内納付の推進、収納率の向上を図るため、クレジット納付の導入や口座振替可能金融機関の拡大等、納付環境整備について検討する必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 行財政改革に継続して取り組み、人件費の抑制、財産の有効活用などによる経費節減・合理化に努めます。
- ふるさと納税制度のさらなる推進に取り組み自主財源の確保に努めるとともに、特産品である返礼品を通じた情報発信による町のPR効果や地場産業振興及び地域経済の活性化などの波及効果を図ります。
- 経費削減の徹底、地方債発行抑制による地方債残高の縮減など規律ある財政運営の堅持に努めつつ、住民福祉の向上のため真に必要な事業への予算の重点化を図ります。
- 公共施設の老朽化や人口減少に伴う利用需要の変化を見据え、公共施設等総合管理計画に基づき長期的・全体的な視点から公共施設の統廃合を含めた最適な配置の検討、長寿命化による施設整備や維持管理の実施、経費節減に向けた指定管理者制度、民間委託や民営化など民間活力の導入について検討します。
- 受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料・分担金などの適正化を進めます。
- 事業の推進にあたっては、国・県の支援制度等の効果的な活用を図るとともに、一般財源の確保に努めます。
- 現在実施しているホームページや広報紙、大時計台への有料広告のほか、新たな財源の確保に向けた施策の検討を行います。
- 自主財源の根幹をなす町税や保険料・使用料等、町の債権の収納率向上を図るとともに、町の債権の適正な管理に資するため高鍋町債権管理条例に基づき事務処理を行います。
- 納期内納付を推進するとともに、完納している納税（納付）者との公平性を確保する観点から、財産差押等の滞納処分を強力に推し進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町税や保険料・使用料等に対する理解を深め、適正な申告と納期内納付に努めます。

③職員の意識改革と人材育成

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎職員研修の実施による職員の意識改革と人材育成【総務課】

市町村職員研修センターが主催する階層別・能力開発研修に、職員が積極的に受講し、また、町主催の職員研修を実施し、職員の資質向上を図ることができた。また、宮崎縣市町村課実務研

修・自治大学校・国際文化アカデミー・鷹山塾へ派遣を行うことで、職員の資質向上を図ることができた。

◎人事評価制度による職員の意識改革と人材育成【総務課】

人事評価制度によって職員の能力や業績等を客観的に評価し、評価結果を職員の能力開発、指導育成、人事給与上の処遇に反映することにより、組織の活性化及び公務能率の向上が図られた。

◎人事評価制度の見直し【総務課】

随時、制度の検証を行い、能力評価点数配分の修正、評価結果の全職員全部開示、中間評価の廃止等を行い、研修の実施を含めて、精度の向上、透明性の確保、事務の負担軽減を図ることができた。

▼職員研修の充実【総務課】

多様化する社会のニーズに柔軟に対応でき、自主的・自立的に行動する職員を育成するためには、課題・問題発見能力、課題解決能力、コミュニケーション能力等を向上させる長期的な視野に立った研修が必要である。

▼人事評価制度の充実【総務課】

人事評価制度をさらに充実かつ円滑に実施するためには、評価者・被評価者に対する研修を定期的実施し、適切な目標設定、公正な評価を行うためのマネジメント能力の向上を図るとともに、職員の自学の意識とやる気を引き出す面談とフィードバックの充実が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 階層別・職種別の研修や全職員対象の研修の実施に努めます。
 - 民間を対象とした研修会の活用、民間企業への派遣研修を行い、民間の経営感覚を身に付け、知識及び技術の習得、能力の開発を図ります。
 - 人事評価制度の充実を図り、人材育成に活用します。
-

◆職員としてできること

- 研修等に自ら積極的に参加し、公務員としての資質の向上に努めます。
 - 人事評価制度を理解し、自己の意識改革に役立てます。
-

共一 3 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

【施策の体系】

広域行政の推進

①広域行政の推進

①広域行政の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎事務の共同処理【政策推進課】

西都児湯地域での事務の共同処理について検討をすすめ、6機関の共同設置と3事務の委託による共同処理を開始した。

- ・共同設置(6) : 西都児湯いじめ問題調査委員会 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会
西都児湯公平委員会 西都児湯固定資産評価審査委員会
西都児湯情報公開・個人情報保護審査会 西都児湯行政不服審査会
- ・事務の委託(3) : 尾鈴地区畜産用水管理事業事務 多面的機能支払交付金事務
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)事務

◎市町村間の広域連携事業への取り組み【政策推進課】※再掲

西都・児湯地域市町村間連携推進計画(平成25年3月策定)に基づき連携7市町村で構成する同協議会へ参画し、ワーキンググループ会議において各自治体からの提案事業の実現について検討を行い、28年度から3カ年間の広域観光活性化事業を実施することとなった。

◎県と市町村の連携推進【政策推進課】

宮崎県・市町村連携推進会議において県と市町村長の定期的な情報交換を行いながら、県全体としての地域づくり推進を図った。

◎中山間地域との連携体制の構築【政策推進課】

西都・児湯中山間地域振興計画(平成27年7月改定)に基づく西都・児湯中山間地域振興協議会に参画。行政職員だけでなく、民間委員も交えて中山間地域振興策の協議を実施した。本町は中山間地域には指定されていないものの、隣接する木城町や西都市、児湯郡内の都農町など指定地域との連携事業の検討や情報共有を行った。

◎県域を越えた広域連携への取り組み【政策推進課】

東九州自動車道の開通を機に東九州エリアの振興・発展を実現することを目的とした、東九州市町村連絡会に沿線自治体として参画し、従来のイベント・PR事業だけに留まらない、広域住民サービス、環境、物流・産業、防災・救急など幅広い分野での連携について情報・意見交換を行った。

◎地域資源を活用した自治体間連携協定【政策推進課】

美郷町、木城町、日向市、本町で締結した「百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定」に基づき、百済王伝説という共通のテーマの下、それぞれの地域に残る資源や逸話などを掘り起こし、磨き上げて行くこととしており、将来的に継続した事業提案・実施を進めるため百済伝説等活用市町推進会議を設立した。

▼広域連携の具体的な進展【政策推進課】

これまでも「定住自立圏」「地方中枢拠点都市圏」などの施策が、国の政策においてキーワードとされ、今般の地方創生の流れの中で「連携中枢都市圏」に統一されたものの、現状で大きな

進展につながっているとは言い難く、今以上に自治体の枠組みを超えていくためには行政だけでなく公民連携など、様々な地域の主体が積極的に参画していく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地域課題や社会ニーズに対応できるよう周辺自治体との連携強化を図り、広域行政体制を推進し効率的かつ効果的な行政サービスを提供します。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 周辺自治体の住民等と積極的に交流し、様々な活動に参加します。
-